

民生福祉常任委員会記録

令和6年7月26日

【開催日】 令和6年7月26日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時30分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議員	宮本政志		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	吉岡忠司
福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子	福祉部次長兼子育て支援課長	石田恵子
子育て支援課課長補佐	野村豪		

【事務局出席者】

事務局長	石田隆	庶務調査係長	山田寿実子
------	-----	--------	-------

【審査内容】

1 所管事務調査 日の出保育園整備事業について

午前10時 開会

奥良秀委員長 皆さん、おはようございます。ただいまより、民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査内容につきましては、お手元のとおりに進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず初めに、1番、所管事務調査として日の出保育園整備事業につきまして、執行部から説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 小野田地区保育所整備事業における実施設

計業務委託に関して、子育て支援課より御説明させていただきます。資料を配布させていただいておりますので、資料に沿って御説明いたします。小野田地区保育所整備事業は、日の出保育園の新園舎建設に関する事業全体の事業名であり、現在は実施設計業務委託事業を行っております。この実施設計業務委託事業の入札・契約状況についてですが、令和5年7月11日に入札を実施し、入札参加業者は8者ございました。その中から、有限会社アリタ建築設計事務所を落札業者と決定し、委託金額を1,760万円、委託期間を令和5年7月24日から令和6年5月31日までとし、契約を締結しております。契約後の経緯についてですが、令和5年8月から9月にわたり、3回程度打ち合わせを行っております。補正予算、新年度予算の対応を検討するため、令和5年12月中旬及び令和6年1月上旬に口頭にて委託業者に進捗状況を確認したところ、年度内に建築確認申請は提出できるという回答を得ておりました。ところが、令和6年2月に委託業者より、年度内に建築確認申請を提出することができないとの申出があり、それを受けて、契約期間内に全ての業務を完遂できるかどうかを確認したところ、完遂できるという回答を受け、契約期間内の業務完了に向けて計画的に履行するよう口頭で指示をいたしました。3月に入り、業務の進捗状況を確認したところ、業務が大幅に遅れていることが判明したため、契約期間内の業務完遂を求め、業務に関する指示書（指示票）を手交しました。令和6年4月下旬に、委託業者へ5月末の契約期限までに業務が完了するのかどうかについて、書面にて照会を行ったところ、5月上旬に委託業者より、「①契約期間内に業務が完了できないこと、②完了できない理由は他の受注業務に思いのほか手がかかったこと、③業務の完了見込みが9月末であること」の大きく3点が記載された回答書の提出がありました。それを受けて、委託業者に対して、「契約延長はしないこと、9月末までに業務を完了すること」を明記した催告書を手交しております。次に、今後の日の出保育園新園舎建設に関する工事等への影響ですが、日の出保育園新園舎の完成予定は、当初は令和9年4月1日オープンの予定でありましたが、このたびの実実施設計業務委託が遅れたことにより、半年遅れの

令和9年10月1日オープンぐらいの見通しとなっております。また、外構工事、旧園舎解体等を含むすべての工事の終了予定は、当初令和9年度末の予定でありましたが、令和10年度半ばまでかかる見通しとなっております。最後に、委託業者への対応ですが、監理室において、この6月25日に山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加者資格審査会が開催され、山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づき、「不正又は不誠実な行為」に該当すると判断し、「1か月間の指名停止」の措置を6月26日付で行っております。また、全ての業務完了後、業務委託契約約款第48条「発注者の損害賠償請求」に関する条文を適用し、委託業者に損害賠償請求を行う予定としております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部から小野田地区保育所整備事業ということで、実施設計業務委託の遅延の説明がありました。委員からの質疑を求めたいと思います。

中岡英二委員 この文書の中で、完了しない理由が、他の受注業務に思いのほか手がかかったと。これは具体的にどういうことですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 通常、業者の方は、当然うちの業務委託だけではなく、ほかの業務も並行してやられていることが常になっております。このたびの回答書の中にありますのが、他の業務を2件受注されておりまして、工期末がそれぞれあり、それに基づいて本市の業務も並行してできるという判断をされていたと思います。その受けておられる他の業務が、内容の変更であるとか、そういったことによって、思いのほか契約期間が延びたりとか、手がかかったりということと理解しております。

中岡英二委員 ということは、この請け負われた業者は、他の業者の事業を優先して、本市の事業は先送りしたということですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど、本市から照会文書をお送りして回答書を得ましたという御説明をさせていただきました。その回答書の中には、他の設計業務に思いのほか手がかかり、こちらの本市の事業に本格的に取りかかるのが遅れましたという記載がありますので、その内容で遅れたと理解しております。

古豊和恵委員 他の事業に手を取られて、本市の事業ができないと言われました。1月上旬には、年度内にできますよという御返事が頂けたということですが、こんなに遅れているのだったら、その時点でもう既に遅れが出始めているのではないかと思うんです。その辺、どのように確認されたのかを教えてください。

野村子育て支援課課長補佐 進捗状況につきましては、毎月末に事業者から進捗状況を提出していただくようにしております。1月上旬に進捗状況を確認し、そのときには12月末現在の進捗状況になるのですが、そのときでは予定として50%だったところが、実際は30%の実施状況でありました。そのような状況ですが、確認したところ、今からこちらに力を入れて、図面などを作成していきますので期限には間に合いますというような回答を頂いておったところです。

古豊和恵委員 しかし、その時点で30%であり、2月になるともう申請を出すことができないと言われたのであれば、その時点でも、まだほぼできていない状態ではなかったのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃるとおり、その時点では先ほど申しましたとおり、予定50%のところを実施30%でしたので、20%分はできていませんでした。業者に確認したところ、業者は、それはきちんと履行しますと言われましたので、その確認をして履行するように、そのとき業者に伝えたところです。

古豊和恵委員 要するに、2月はそれで終わりました。3月の時点ではもう大幅に遅れている。3月の時点では、どの程度遅れているのが判明したんですか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらが2月末時点の履行状況になるのですが、2月末時点で予定では70%まで進んでいかなければいけないところが、実際は40%しか進んでいないという状況でした。

奥良秀委員長 ということは、少ししか進んでなかったということですね。

山田伸幸委員 ちょっと基本的なことから教えてください。建築確認申請というものがどういったもので、これを出すまでが仕事だったのか、それとも細かな仕様書も含めて、全て市に提出するというのが委託内容だったのか、その辺説明してください。

野村子育て支援課課長補佐 建築確認申請につきましては、新たに建物を建てる時に必要なもので、構造とかいったいろいろなものが建築基準法などの基準を満たしていることを確認するためのものとなっております。この業務につきましては、その確認申請を申請してから、許可が下りるまで、また、下りた後に実際建物を建てるためには、もちろん設計書等が必要でございますので、そういった図面を完成させることを全て終わらせることを条件としております。

山田伸幸委員 ならば建築確認申請を出す時点では、もう既にそういった仕様書なり設計図なりが全て出なくてはいけないのに——実際にこの建築確認申請が出たのはいつなんですか。

野村子育て支援課課長補佐 当初の予定では、建築確認申請は令和5年度中というお話だったのですが、事業者から大幅に遅れているということで、

年度内に出すことはできなくなりました。その後、今年度に入りまして図面の作成等をお願いいたしまして、その結果、建築確認申請ができたのが7月18日となっております。

山田伸幸委員 では、先ほど30%とか40%とかありましたけれど、これは市で確認されたんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、仕様書の中で、当初、毎月末ごとに実施状況をどこまで進んでいるのかというのを提出するようにと定めておりますので、それに基づいて業者から毎月末に提出しております。

山田伸幸委員 そうではなくて、実際にその程度の仕事まで出たことを市は確認したんですかということを行っているんですよ。口頭で30%、40%と言っているだけじゃないですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この業務委託に関しましては、当初、仕様書を示しております。仕様書の中に業務スケジュールを入れておりました、先ほどからお話に出ております建築確認申請については、令和6年3月に申請を行うということで、仕様書の中にうたわれております。この業務スケジュールに基づいて、どの程度の進捗状況かということについて、先ほど補佐が御説明いたしましたが、毎月末にそれに基づいて、どの程度進捗状況が進んでいるかというのを書面にて出していただくようにしております。その内容は、この業務スケジュールでありますとか、提出していただく書類であるとか、その辺りで進捗状況は確認させていただいているところです。

山田伸幸委員 その確認は誰が行うんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この業務委託についての担当課は子育て支

援課になっております。こういう業務委託に関しては、技術職員の力を借りることも必要でございますので、建築住宅課の職員にアドバイザーとして就いていただいて、一緒に確認させていただいているところです。

山田伸幸委員 その時点での建築住宅課の意見はどうだったのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 12月の進捗状況として示されている50%のところは30%、3月の時点で70%のところは40%という状況は把握させていただいております。そのときに、口頭で「この遅れを取り戻してください」という指示はしておりますし、それに基づいて、「できます」という確認も取って進めております。

山田伸幸委員 では、「できます」という裏づけですよ。今、実際にどれぐらいの社員がいて、どういう業務に当たっていて、市の委託した保育所の建築設計業務については何人ぐらいの職員が当たっているんですかというのには分かっているんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この業務におきまして、こちらを受注された業者が、ほかの業務もありながら、本市の業務がきちんと履行できるかどうかということについては、専任の管理者でありますとか、そういった必要な事項については確認しております。その確認をした上で、こちらの業者の方が、本市のこの実施設計業務委託を履行できると判断して、契約して進んでおりますので、その辺りについては不備はございません。

山田伸幸委員 それであっても遅れたというのは、やはり履行責任者の確認というのが、業務が進んでないということは分かっているながら、なぜそこまで引き延ばしてきたのでしょうか。それに当たる人がいなかったのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 業務を発注するに当たりまして、必要な管理者でありますとか、そういった内容を把握できる書面については提出していただいております。その内容については確認いたしまして、必要な人員等はそろっていると判断し、この業務を発注しているというところでございます。

山田伸幸委員 建築現場で工事に当たっているときだったら、例えば必要とされた物品が入ってこない、資材が足りない、あるいは、どうしてもほかの現場に人が取られて、そこに配置できないとか、いろいろ理由が考えられるんですけど、設計業務ですから、その辺はどうなんですかね。やっぱりかかりつきりということは、ほかに、工事が幾らあってもやはりそれを工期の決まっていることは必ず守るというのが、これまでの通常の日本の業務といたしますか、こういった指名競争入札のあった業務であれば、当然、守るべき規範だと思うんですね。以前、山口東京理科大学のときには、人員不足など、いろいろなことがあって、そもそも工期が無理だったということが言われておりましたけど、今回そういう無理な業務じゃなかったと思うんですよ。発注から工期は10か月取ってあるんですね。10か月も取っておりながら、なぜ1,760万円程度の仕事が、できないのかなって——図面が莫大重なって、時間がどうしてもかかるというなら分かるんですけど、その辺はどうだったんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたびのこの実施設計業務委託については、業者に対しましては、業務に関する必要な打合せでありますとか指示とかは行っておりますし、業務の進捗状況の確認についても、都度させていただいておりますし、市としてはでき得る対応はしていたと考えております。今回このようになった事態ですが、契約書を締結して、その中に約款をつけておりまして、この契約書、約款の遵守というのが本来大前提であると考えております。そういったことを踏まえまして、このたびのこういう事態が生じたという大きな原因につきましては、業者の不誠実な行為が招いた事態であり、市としては防ぎようがなかった

と考えております。

山田伸幸委員 設計業務の場合、予定価格というのはないんですけど、この入札時の金額——8者となっていますが、実際に入札に参加されたところの入札結果書というのがあるかと思うんですけど、それを提出していただけないでしょうか。

奥良秀委員長 インターネットには載っているんですが……(発言する者あり)
山田委員から、入札結果について資料の提出をお願いしたいということがありましたので、委員の皆さんに諮りたいと思います。資料請求を行ってもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、資料をよろしくお願ひします。

吉永美子副委員長 今、資料請求と出ましたけど、それだけではないと思っています。委員の皆さんいかがですか。例えば、少なくとも、口頭確認したところでは出せないと思うんですが、2番の、これまでの経緯という中で、例えば3月には指示票を施行されているわけですよ。そういったものとか、4月下旬には書面にて照会を行っているわけですよ。冒頭、中岡委員が聞かれた中で出てきた5月上旬には回答書が出てきているわけですね。そしてまたその後で催告書も出しておられるわけですよ。こういったものの書類というのは、きちんと見るべきではないでしょうか。

奥良秀委員長 分かりました。今、資料請求のお話で、吉永副委員長から4点ですね、ちゃんと言いましょね。3月の指示票、その次の4月下旬の業務履行状況の確認について、その次の5月下旬の業者からの回答書、最後の催告書、この4件について資料請求をしたほうがいいのかということでした。あともう一つ、先ほど来から、進捗実績を書面にて出していただいていたということもありますので、計5点について資料請求を行いたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

中岡英二委員 今の5点の資料請求もいいですけど、今後のきちんとしたスケジュールも書面として出していただきたいですね。

奥良秀委員長 中岡委員が言われるのは、遅れたことによって修正したスケジュールということですね。設計業務から始まって、建設、工事全てのスケジュールということでしょうか。

中岡英二委員 はい。

奥良秀委員長 そのスケジュールについても資料請求してもよろしいでしょうか。（発言する者あり）いや、あるかないか分かりませんが、委員会としてこちらを資料請求しようと思っています。

前田浩司委員 今の件にも触れるんですけども、3月の時点で、指示書に括弧書きで、業務が大幅に遅れていることが判明したということが記載してあります。できれば、市としてどういったことが判明した内容なのか教えていただきたい。だから、その辺も併せて、この部分はしっかり書面に落としていただきたいということをお願いいたします。もう1点、2月の時点で履行について口頭で指示をしたと書かれています。4月については書面でと書いてあります。先ほど、他の委員も、今後どういうスケジュールで、どの時点でどういうふうにして確認していくのか、口頭ではなく、また違う形態で確認されるのか、その辺をもっと具体的にお示ししていただければということでもよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 今の資料を出せますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今言われた内容については、出せるものはあります。ただ、毎月末に確認している進捗状況については、当然、月数が多いですので、その準備に時間がかかるかもしれないです。今後の

スケジュールにつきましては、作業計画書の変更分を出していただいておりますので、そちらで確認していただけたらと思っております。今、言われた資料につきましては、至急確認させていただきます。

奥良秀委員長 分かりました。では、資料を提出していただくまで、暫時休憩としたいと思います。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして委員会を再開いたします。宮本議員から、本委員会に出席したいという旨がありました。お諮りしたいと思います。宮本議員を委員外議員として呼び出すことについて、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしということで、宮本議員どうぞ。

（宮本政志議員 着席）

奥良秀委員長 暫時休憩の間に、資料請求をしたものをお手元にお配りしております。これにつきましても、併せて調査をしていきたいと思っております。これも含めて質疑がある方はどうぞ。

山田伸幸委員 資料の順番ですと、業務に関する指示票があります。これを見ると、幾つか疑問があるんです。指示年月日が令和6年3月22日で、了承日が同日となっておりますが、これは目の前で指示票を渡した上で、即日こういう回答が得られたのか、まずその点お伺いします。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、3月22日に確認しまして、その後速やかに決裁を取りまして、事業者にこちらを交付しており

ます。

山田伸幸委員 それと、この中に、「以下のとおり指示する」とあります。2月19日に口頭で指示し、3月22日に確認したところ、業務計画どおり遂行されていないため、3月26日までに改めて業務計画書を提出するとなっているんですが、これは提出されたんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 この指示票の中にあります3月26日までに改めて提出していただくことになっている業務計画書については提出を受けております。

山田伸幸委員 では、この業務計画書と、作業計画書は全然別のものだと考えてよろしいのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 このたび、資料として出しましたこの作業計画書は、これより後で出されたものになっております。この3月26日までに提出していただいたものについては、資料としては提出しておりません。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 ただいまの質問に対しまして補足いたします。指示票には業務計画書と書いておりますが、都度、業者から出していただく書類は作業計画書という名称で出していただいております。

山田伸幸委員 それと②で、「毎週末ごとに業務履行状況を報告すること」とあるんですけど、これはどのようなようになっておりますか。

野村子育て支援課課長補佐 この指示を出した後はこの指示どおり、毎週末ごとにこの業務履行状況を提出していただいております。

山田伸幸委員 この毎週末ごとということは、全く進んでないところもあると

思うんですけど、その辺はどうだったんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 本来打合せといいますのは、通常、必要に応じて行うようになっております。この実施業務委託につきましては、進捗状況がどんどん遅れ気味になってきているということもありまして、この3月22日の指示票の中で、毎週末ごと履行状況を報告していただくという項目を指示しております。ですので、これ以降は毎週末業者に市役所に来ていただいて、その辺りの進捗管理をしっかりとっていくような指示をしているところでございます。

山田伸幸委員 あまり細かすぎることは業務執行を遅らせる一つの要因になりはしないかという心配もあるんですけど、これは毎週末行われたということなんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 ある程度性善説といいますか、「きちんと履行できますか」、「できます」ということで、従来進んでいくものであるとは思いますが。その辺りがなかなかできておらず、業務が遅れ気味という状況が、市のほうでも把握できたこともありまして、毎週末来ていただいて、先ほど委員が言われたように、進捗状況がそれほど大きく変化がない状況もございまして、その辺りを都度確認することで、きちんと履行を監視するという意味合いで、来ていただくようにしております。

中岡英二委員 業者への対応が不正または不誠実な行為と判断されておりますが——初めにもらった資料ですけど、その処分として、まず1か月の指名停止でいいのか、通常これぐらいの停止なのか、他市と比較してどうなのかお聞きしたいです。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このペナルティーの量刑が妥当かどうかという御質問だと思いますが、子育て支援課といたしましては、このよう

な事案が発生したことを踏まえまして、部長名で監理室長宛てにこの指名停止事案の発生報告をさせていただいております。それを受けまして、監理室が資格審査会を開催され、この1か月の指名停止という措置をされたという報告を受けておりますので、この審査会の中で検討された結果につきましては、子育て支援課としては妥当なものと考えております。

中岡英二委員 他市の状況というのはわかりますか。こういうことがあった事例として、どういう処分をされているか。同じようなことですか。

古川副市長 この指名停止につきましては基準がございまして、中岡委員が言われた不誠実な措置については1か月以上ということでございます。これにつきましても、監理室は、こういう事案が出た場合どうかというのを上級官庁である県にも問い合わせましたし、他市の状況も参考にしました。言葉が妥当かどうか分かりませんが、初めてのことでございまして、大体どこも1か月というのが通常だということで今回の判断になっております。

中岡英二委員 業務完了後に業務委託契約約款第48条第1項が適用されるとあります。これが適用されている内容を教えてください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今、中岡委員が言われました業務委託契約約款第48条は発注者の損害賠償請求等の条文になっております。この条文を見ますと、発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これに生じた損害賠償を請求することができるとあります。その1号に委託期間内に業務を完了することができないときとあり、今回のこの実施設計業務委託につきましては、この号に該当すると考えております。ですので、この1号に該当する場合には、損害賠償を請求することができるとあり、計算式もこの条文の中に書いてありますので、これを適用して、業務完了後に損害賠償の請求をする予定としております。

山田伸幸委員 これは要するに、市が処分をするわけですね。行政処分については、それに不服がある場合は、不服審査だとかいろいろな手続があるろうかと思うんですけど、その辺は何も問題なく、これが受け入れられたということですのでよろしいのでしょうか。

古川副市長 これは公権力の行使ではなく、民々の契約の中の処分でございますので行政処分に当たりません。したがって、山田委員が言われたような、請求する権利はないと。これは裁判所の判例でもございます。

宮本政志議員 先ほど奥委員長と吉永副委員長から委員外議員はほかの委員の質疑が全て出尽くした後に発言をなさいとおっしゃいました。委員会条例、基本条例、会議規則等、申し合わせ全て合わせてその根拠を教えてください。でないと私はしゃべれません。言論封鎖です。以上です。説明してください。

奥良秀委員長 確認しますので暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。先ほど委員長として委員会の運営に対しまして、宮本委員外議員の発言を止めることになりましたので、その件に関しては謝罪させていただきます。私としましては、慣例にのっとりやっただけでしたが、そういったことはなかったということが判明しましたので謝罪させていただきます。それでは、委員会を再開させていただきます。

宮本政志議員 今日の委員会の流れを見ていて、この業者の責任と担当課の責任を明確に分けて質疑をしていかないと、一緒になると少しまずい

など思ったのでお聞きします。この有限会社アリタ建築設計事務所が、そもそも決められた期間から遅れそうですと。それ以降の催告とか今いろいろ資料が出ていますが、まず流れに担当課の^{かし}瑕疵があったかどうかを知りたいんで——別に流れ的には^{かし}瑕疵はありませんでした、あるいはこういうところが抜けておりました。その辺りを簡明でいいから説明してもらえますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたびの実施設計業務委託の一連につきましては、市では子育て支援課が担当課になりますが、そちらのほうでの^{かし}瑕疵はなかったものと考えております。

宮本政志議員 今回の日の出保育園だけじゃなくて、産業建設だろうと監理室の担当の総務文教だろうと、公共工事に関係することなんで、私も瑕疵はなかったなと思います。端的に、この有限会社アリタ建築設計事務所は他の業務が忙しいから、すみません遅れますと。一言で言ったら、山陽小野田市をなめているんですかって話なんよ。僕はそう思うね。もう二度と入札してほしくないね。質疑に入りますよ。開園が半年延びて10月1日に延びたんでしょう。そうしたら二つ聞きます。一つは年長さん。令和9年度から1年間だけでも新しい保育園で過ごせるねと楽しみにしていた園児さんや保護者、あるいは令和9年4月1日を前提にして、いろいろな仕事とか家庭の事情を考慮した上で、新しい日の出保育園に行こうかという思いを持っている園児とか保護者には、まず担当課としてはどう対応していきますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この新園舎の開園が遅れることで、今、宮本議員からお話がありましたとおり、年長さんであるみどり組さんが、本来であれば4月1日から新しい園舎で年長さんの1年間を過ごせるところが、半年遅れての新園舎に入ることになります。新園舎をどの程度皆さん楽しみにされているかというのは、なかなか計り知れないところがありますが、この日の出保育園に関しましては、今の園舎を使

いながら新しく園舎を建てて、新しく園舎ができた時点で引っ越し等必要な新園舎での保育ができるような状況を整えてオープンということになります。園児さんたちがどこにも行く場所がない、保育する場所がないということにはならないので、そういった点での不利益はないとは思っておりますが、ただ、その新しい園舎で過ごせる期間が短くなってしまいうことに対しては、申し訳ない気持ちではあります。

宮本政志議員 同じ質疑で、それについてこの業者はどういうふうを受け止めていますか、そういったことは何かありますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 業者には、指名停止という措置が出る前にも、業務が遅れ気味だったときに、私が直接業者に、「きちんとやってください。やらないことでこういうことが起こります」ということをきちんと面前でお話をさせていただいております。今回残念ながら、こういう結果にはなってしまいましたが、業者のほうとしては、自分たちがきちんとできなかったことで、こういう事態を生じたということについては、反省はしていただいていると思っております。

宮本政志議員 どこまで反省するかって、内容はよく分からないし、反省してもらってもしょうがない。担当課としたらやはりそういう楽しみにしていた子供たちのケアをできる限りはしていただきたい。この有限会社アリタ建築設計事務所に関してはね、そういったところも踏まえて、公共工事の遅延に関する、先ほど損害賠償等おっしゃっていましたが、それ以外にやっぱりその子供たちとか、やっぱりそういった子たちにどういったケアをしてもらえるかっていう交渉をするべきと思うよ。その辺をお願いしたいのが一つ。それと、1か月の停止については先ほど質疑が出たかな。

奥良秀委員長 それは副市長が答えられました。

宮本政志議員 これは答えなんですね。だからもっと厳しいような措置は取れなかったってことね。例えば半年とか、もう指名業者から外すとかっていう厳しいようなことはできんやったんよね。担当課としては1か月が精いっぱいだったんよね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このペナルティーを科す、科さない、どの程度のペナルティーを科すかということについては、子育て支援課の範疇ではございません。そこについての回答は差し控えます。

宮本政志議員 課長がおっしゃるとおり、多分所管が違うなと思った。それと、回答書と何回か言われていますけど、これ公共工事の遅れそうなきつて理由書を出しませんか。この理由書と回答書って違うんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 通常、契約延長をするときには——約款の中にありますが、約款第21条に、受注者の請求による委託期間の延長という条文がございます。その中に受注者はその責めに帰すことができない事由により、委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる場合がございます。今、宮本議員が言われたのは、この理由書に当たるものだと思います。今回、回答書というふうに資料等、口頭でも御説明させていただいていますのが、4月30日付で照会文書を出しております。この照会文書を出すということは、とてもまれなことというか通常ないものになります。市のほうで出した照会文書に対して、回答をしてくださいということですので、回答書ということで御説明もしていますし、提出もさせていただいております。この辺りにつきましては、市に顧問弁護士がおりますので、法的な根拠、解釈等に誤りがないかということは、都度確認させていただいております。

宮本政志議員 責めに帰すことのできない——今の答弁でよく分かりました。今回は責めに帰すことできるからね。私の勉強不足でした。それとね、

冒頭の、実施設計業務委託についてっていう資料2のこれまでの経緯の最初に、「令和5年8月から9月、3回程度打合せ」と書いていますよね。内容はいいですけど、この3回程度っていうこの8月、9月の2か月間での日にち教えてもらえますか。短期間に集中したんか、ある程度間を置いてやったか、大事なところなんで。

野村子育て支援課課長補佐 令和5年の8月と9月の打合せなのですが、初回の打合せを令和5年8月3日、2回目の打合せを令和5年9月1日、3度目の打合せを令和5年9月28日に行っております。

宮本政志議員 ということは、例えば1週間か10日の間に3回やったよっていうんなら形だけかなと思うけど、間をおいて、変化があるだろうという前提で担当課はしていますよね。それから、何行目かの下でね、履行について口頭で指示と。今日質疑が出て重複したら、もう省いてもらっていいですけど。なぜ、口頭で指示したんでしょうか。緊急だったのか。契約期間内に業務が完遂できることを確認し、履行について口頭で指示っていうのは、もう一刻も早く指示せんといけんかったから、文書をつくって、決裁もらって、そういう間を取るよりは、口頭でとにかく早く、これ履行完遂についてということで、口頭でしたのか。何で口頭だったのかなと思って。

野村子育て支援課課長補佐 この口頭で指示につきましては、今おっしゃられたとおり、履行状況が悪いということで、その場ですぐにしてほしいと指示をしたということです。

宮本政志議員 先ほどから民生福祉の委員の方々の質疑と答弁とか、私も少し疑問にあったところを質疑していますとね、何か担当課に落ち度があったんかなと僕は前提にあったけどね。何か落ち度もあんまり見受けられんよね、一生懸命されたよ。そうするとね、冒頭で言ったでしょう。こういう公共工事の入札をして、資料に入札の金額もあるけども、安か

ろう悪かろうじゃないけど、今回そういう結果になりそうな、こういう業者が平気で入札して、ほかが忙しいから「すみません、遅れます」って——最初から入札に参加しなさんなよと。民間なら、自分たちが受注した工事、あるいは例えば民間なり、公共工事入札しようと当然工事日程とか把握してやるべきことなんよ。すみませんで済むようなことではない。で、これ民生福祉の所管じゃないかもしれんけど、やはり縦割りじゃなく市全体で、こういう公共工事に対してもう少しペナルティーを厳しくせんと。これ有限会社アリタ建築設計事務所から見たら、半年遅れた、すみません。ここが、1年間で何件本市から公共工事を受けているんですかって、1年間に30件本市から受けているなら、1か月指名停止は痛かろうよ。1年に1回、2本の平均やったら1か月なんか痛たくもないよ。だからもう少しね、その辺りは法律遵守の下で、山陽小野田市のそういう厳しさを民間に示さんと、こんな軽いペナルティーじゃ、ほかの業者が、山陽小野田市は遅れてもええんよって言ってね、ほかの市やほかの民間の市の仕事を今後重視するようになる。本当に山陽小野田市をなめてほしくないよ、この業者は。その点もう少しね、担当課だけじゃなくて、市全体で深めていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

古川副市長 今この指名停止の件で質問を頂きました。先ほども申しましたように、この措置につきまして経緯はございます。先ほど委員にも言っていただきましたが、市はちゃんとしたチェック体制で臨んだ、それは先ほど次長も申しましたが、そのとおりだと思います。そうした中で、多分相手方の業者も他の事業で不測な事態になった。受けたときは多分こなせるという範疇の中で事業を受けられたと思います。先に手がけておいた他の事業に思いがけない日数がかかって、こういうような事態になったと、このやり取りの中で受け取られます。そうしたものをもろもろ含めまして、この審査会の中で審査した結果、県の状況、他市の状況を見る中で、この1か月ということに至ったわけでございます。このちょうど1か月の期間に、この関係の業者が入られる入札が2回ございまし

て、2回ともこれについては入っておられないというのも、現実的に御報告させていただいております。そうした中でまた工事関係と、このような業務委託については、先ほど来からいろいろ御質問がございましたが、工事関係については目で見える形でチェックができる。このような業務委託は向こうができるといえば——やはり性善説。この業者は、ねたろう保育園もちゃんとやっていただいたという実績もございまして、業者ができると言われれば、私どももそれを信用するというか、また設計の業務委託ですから、私ども素人が考えても少し頑張ればできるんじゃないかと。工事ですと、客観的に雨が降ったりしても時間がかかってできないということがあれば、これは分かります。今回については、業者から期間の延長という申入れもないから、このまま原課は進んできましたが、原課はちゃんとしたと思います。先ほどからございましたように、当然業者に^{かし}瑕疵があったということで、今の結果になっております。審査会の中での審査ですので、これが2回目、3回目になると、やはりひどくなります。言葉が悪いですが——最初のチョンボといいますか、ですのでこれが普通の措置という形で、どこも判断しているということです。今後この業者に対して、これの法的なことはこれでいきますけど、やっぱり道義的なことについては、今後全ての事業が終わったときに、その辺は示していただくなり、私どもも強く指導なり、告知はいたしたいと考えます。

吉永美子副委員長 資料のほうに戻りたいと思います。業務に関する指示票というところで、先ほど業務計画書、いわゆる作業書に当たりますとおっしゃいましたが、「提出された」とあります。この時点では、この作業書、3月22日に、要は26日までに出された業務計画書、要は作業計画書を、この時点では、契約期間に間に合うような形で出しておられたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この3月26日までに、改めて業務計画書の提出について指示をさせていただいて、3月22日当日に早急につく

っていただいて、作業計画書の変更を出されております。それを見ますと、工期の末が5月31日までとなっておりますので、この5月31日に終わるといふ作業計画書を提出していただいております。

吉永美子副委員長 となると、それから約1か月後の4月下旬に書面にて照会を行ったら「無理です」と。これって、下のほうに不誠実っておりますけど、まさにそういった形になっていったわけじゃないですか。だから、この3月の時点で間に合いますと出されたことに対して、また週末ごとに業務履行状況の報告がある中で、4月下旬に書面の照会を行うまでの間、この作業で本当に行くかどうかという疑義を現実には感じておられたんじゃないかと思うんですが、その間のやり取りは全くなかったんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 3月22日にまず作業計画書の変更分を出していただいて、それが5月末に終わる計画書になっておりました。4月に入りまして、毎週末に業務の進捗状況の報告をしてもらいますということで、指示を3月22日にさせていただき、毎週1回報告に来ていただいておりましたが、4月に入りまして、現在週2回来ていただくようにしております。4月に入りまして打合せと報告を受ける中で、口頭でできますというお話は以前から頂いておりますが、なかなか進捗状況が芳しくないといえますか、どうかなという疑念も段々出てまいりましたので、口頭ではなく照会文書ということで、改めて聞かせていただいたところ、5月7日付で回答書の提出があったという経緯になっております。

吉永美子副委員長 今回は本当に完全な新設ではなくて、今いる子供たちに対して、新しい建物には入れないけれど、直接的な影響はないわけですが、やはり大きな過失というか、過失じゃない、何て言えばいいんですかね——あると思うんですけど、その中で、入札経緯及び入札結果表って頂いているところ、この会社に決まりましたというところで、備考に「調

査の結果、落札決定」。この調査の結果というのはどういうものなんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この入札についてですが、7月11日に入札を行いましたということは、冒頭御説明させていただきました。参加業者は8者ございましたが、この業務委託につきましては、調査基準価格というものを設けておきまして、低入札に該当する業者が、こちらの業者ともう1者ございました。それを受けまして、調査基準価格を下回ったということで、落札を保留して調査することとなっております。この低入札調査基準価格ですが、これを下回る入札があった場合には、その入札価格で適正な履行が可能であるかどうかということ进行调查した上で、できるという判断になれば、落札者ということで決定ができるというものになっております。それを受けまして、監理室からこちらの福祉部に、低入札価格の調査をしてくださいという文書を頂きまして、それを基に調査を行っております。必要な書類を提出していただくことと併せまして、業者からの聞き取りを行っております。聞き取りにおきましても、こちらの業務につきましては建築住宅課がオブザーバー、アドバイザーで入っていただいておりますので、こちらの子育て支援課の職員と建築住宅課の職員で聞き取りをしっかりと行い、その上で入札された価格で業務が実施できると判断をいたしまして、その結果を監理室に報告しております。それを受けまして、今お配りしております入札経緯及び入札結果表を見ていただくと、有限会社アリタ建築設計事務所の備考欄に調査の結果、落札決定と書いてあります。福祉部からの報告を受けて、監理室で、7月21日付で落札業者と決定され、7月24日付で契約をしているところでございます。

奥良秀委員長 ちなみに入札が7月11日に行われて、7月21日に要は調査結果が終わっています。この10日間で本当にできるかどうかというのが分かるのかなといったところでさっきから出る、「安かろう、悪かろう」ではないんですけど、今後そういったところも見直していくべき

ではないのかなと思うんです。いかがですか。

古川副市長 このような低入札の関係では、調査基準価格と最低制限価格というのがございます。一般土木工事とか建設工事になりますと、最低制限価格というのが設けられておまして、それ以下の札を入れたときは失格です。もうそれは委員長も釈迦に説法でしょうけど、このような業務委託は、調査基準価格というのを設けておまして、以下でもできるかできないかよく精査する中で行ってもらいます。それも含めてこれからも監理室からよく指導を徹底していきたいと思えますし、落札された方が仕事をする事ができるという担保を取るためにも、この辺の調査につきましても、今回でもそうですが、原課が事務方の場合は、技術系の職員も一緒に同席させております。そのような形を今後もちろんとしていって、この調査基準価格等を審査するときには、今回のことを機会としてちゃんと指導はしていきたいと思えます。

山田伸幸委員 業務の履行について催告をしている際に、損害賠償請求の可能性があるということも書かれているわけですけど、この場合もう既に遅れているのは明らかで、この損害賠償が具体的に工事金額なのかもしくはその設計金額なのか。受注した金額において、損害賠償額が決まるのか、一体どれを基準にして決まっていくんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この損害賠償の請求についてですが、業務委託契約約款の第48条がございます。その第3項に、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完了期日の翌日から業務を完了する日までの期間の日数に応じて委託料の額に年3%の割合を乗じて計算した額とするので、委託料が基準になります。

宮本政志議員 先ほどの副市長の答弁も踏まえて、少し危ういなと思ったのが、先ほどの調査基準価格よりも低かったから、担当課のほうでしっかり調査する。まずお聞きします。調査というのは、こういった項目を調査す

るのかと当然決まっているよね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この低入札に関しましては、業者から出していただく書類があります。様式第2号から様式第8号という決まりがあり、その書面を出していただいております。先ほど7月11日に入札して、7月21日に落札決定をした期間が十分ではなかったのではないかというお話があったと思いますが、11日に入札をして、12日付で監理室長から福祉部長宛てに調査をお願いしますという文書を頂いております。それを受けまして、その当日に業者に書面の提出を依頼し、翌日13日に提出を頂きまして、その内容をこちらの担当課と、建築住宅課のほうで精査をしております。その精査を行った上で、先ほど御説明いたしました聞き取りを行っておりますので、書類の精査、あと聞き取りでの精査、この二つをもってこの業務がきちんとこの金額で履行できるということを確認させていただいて、落札というような流れになっております。

宮本政志議員 危ういって言ったのはね、そこなんよ。担当課としたら調査項目も決まって、大丈夫ですかってことでその調査に入ったってことでしょう。ということはね、この期間が10日だろうが2週間だろうが、それは粛々とルールに基づいて担当課がされた調査。だから、別に担当課に責任があると思っていない。先ほどから言うようにこの業者が悪いんよ。だから、こういう調査で基準価格よりも低いけども、調査出したら大丈夫ですよって市も認めた、それによっていろいろな理由で、ほかの仕事が忙しいから遅れた、これが理由よね。それについて詳細はしっかり把握して、今後ほかの入札関係に対して、素早く対応できるような調査を有限会社アリタ建築設計事務所にしていただきたいなと思っております。それでさっきから危ういということ言っています。課長いかがですか。この有限会社アリタ建築設計事務所からはしっかり詳細を聞くべきです。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今回のこの件でしっかり勉強させていただきましたので、今後におきましては、その辺りについては、しっかり確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 この入札書比較の調査の際に、相手方から出された書類等、実際に業務履行状況の確認について出された中に、今どういう仕事を受注しているんだってことが出ております。また同じの頃にですね、市の別の受注もあったと。こういったことは分かっていたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど低入札の調査を行った際に、書面を出していただきましたというお話をさせていただきました。その中に、手持ちの他の業務委託の状況については、報告を受けております。

山田伸幸委員 では、業務委託を先方が受注する際に、それに対応する社員といえますか技術者、それは十分対応できると判断されたんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 それにつきましても、担当の技術者の方が1人1人、お持ちの事業、業務名を書いていただくようにしておりますのと、あと実施設計を行う上で、体制図のようなものも出していただいております。その中で、きちんと必要な技術者の選任もされていらっしゃるし、業務の履行に支障があるというようには見受けられなかったということでございます。

山田伸幸委員 見受けられなかったけれど、結果としてそれが支障になったという先方からの報告ですよね。ということは、その時点での、やはり同時に多数の事業を受注するということ自体にね、何か無理があったんじゃないかと、この調査のときに、疑問は何も出なかったんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 疑問はございませんでした。

吉永美子副委員長 この時系列の最後に、催告書を施行されていますね。その前の、5月7日付で出ております、業務履行状況の確認についてという書類ですが、業務は9月末までに完了の見込みですと書いてあって、また最後の変更した作業計画書には設計工期は遵守いたしますとありますが、この遵守は必ずするというところが、この催告書を手渡し施行された後、その確認は、文書か何かで取っておられますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 お手元にお配りしております作業計画書変更分、5月14日に提出があったものですが、この内容について、きちんこの工程で、この業務が完了するかどうかにつきましては、建築住宅課の担当職員のほうで、現在の進捗状況と今後の業務のスケジュールをあわせて、内容を精査していただいております。この計画書に無理があれば、当然また工期が遅れるということも出てまいりますので、この内容できちんと履行が可能かどうかということのチェックはさせていただいております。チェックの結果、9月末完成は妥当であると判断いたしまして、この計画書に基づいて、現在も作業を進めております。

吉永美子副委員長 そうすると、5月7日付で事業者が出した分の下から3行目ですが、建築確認申請と省エネ申請とも、令和6年8月末頃に許可が下りるようになりますと、これは確定しているということよろしいですか。

野村子育て支援課課長補佐 建築確認申請と省エネの申請につきましては、現在この確認申請が7月18日に申請を出しているところです。この後の見込みにつきましては、今、申請を出している段階なので、これからそちらの機関で審査が行われる予定となっております。これまでの事業者の経験等からこちらの確認の許可が、2か月はかからない程度で下りると見込んでおります。なので、こちらの最初に出していただいた確認につきましては、業務履行状況の確認については、8月末頃に許可が下りると書かれているのですが、提出が少し遅れましたので、9月の中旬ま

では下りると見込んでいるところです。

古豊和恵委員 先ほどから出ていますけど、消防署の工事と黒石の学童クラブを受注していた、それは御存じで何も心配していませんでしたっていうふうに言われました。その下の古開作第2団地、当該の外壁改修工事、これは保育所の整備事業と同時に受注ってことは、本市が工事をお願いしたときには、まだ受けていなく、多分市のほうはまだ何も知らない状態だったのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今、言われました古開作第2団地の件ですけども、提出書類の中に記載がございますので、こちらのほうでは把握はしておりました。

奥良秀委員長 把握はあったということですか。

古豊和恵委員 それでは、その消防署と黒石の学童クラブと古開作第2団地と3か所の工事と一緒に同時に進行ですってことは市としてはもう御存じだったわけですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど御説明いたしましたけれども、技術者の方1人1人が持っておられる業務を記載していただいていますので、人によって若干の差がございます。一番業務量を持っておられる方の中に古開作第2団地の業務もあるという記載がありましたので、本市のこの業務を受注されてるということについては、把握しておりました。

奥良秀委員長 把握しているということですか。

山田伸幸委員 技術的なことをお聞きします。作業計画を見ると各段階でいろいろな点がですね、実施計画であっても建築主体工事、構造、電気設備、機械設備とそれぞれあろうかと思うんですけど、これはお1人の方が全

てされるわけじゃないですよ。それぞれ得意なところがあって、それを分担でされていると思うんですけど、その辺はつかんでおられましたでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃられるとおり、それぞれ建築主体をされる方、電気設備、機械設備をされる方それぞれ、また中には下請にも出してやっております。そちらにつきましても、最初にどの下請業者がこの業務をやるというような形で書類を提出していただいております。

山田伸幸委員 先ほどの説明では、外注の協力も要請しましたが得られなかったってあるんですけど、得られたわけですね、これは。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 恐らくですが、履行が遅れているということがありますので、当初予定していた下請業者以外のところにも、声かけをされたのではないかと考えております。その中で今業者がそれぞれ複数業務を持たれているところが多いですので、なかなかそういった点で協力が得られなかったものと理解をしております。

山田伸幸委員 私も以前、業者に聞いたことがあるんですけど、こういう低入札があったときに、ほかの業者の協力を得られにくいと聞いたんですけど、そういったことなかったんですかね。

古川副市長 そういう業者間のことまでは、私どものほうは承知いたしておりません。

中岡英二委員 この作業計画書の中で一番下の成果物のまとめって1か月間猶予を取っていますけど、これはどういうことですか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましても、仕様書の中にこういった設計書をつくってくださいというのが前提です。ですので、そういった

成果物を全てそろえていただいてそれをこの9月末までに全て完了させるということになっておりますので、そのまとめの期間ということで、作業計画書の中で取っております。

中岡英二委員　それが1か月もかかるものなんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　何分、保育所の実施設計業務委託になりますので、書面等かなりの分量になります。それを成果物として出させていただくに当たって、きちんと市の仕様書に基づいた形で出させていただくとすると、業務は終わっていたとしてもそれがきちんと成果物という形で出させていただくための作業期間として1か月程度設けているのは通常だと思っております。

奥良秀委員長　その他、委員の質疑を求めたいと思います。時間がかかなりタイトになってきているんですけど、設計委託の成果物に対して、きちんとチェックできる体制は整っているってことでよろしいですかね。成果物が上がってきて、市でもきちんとチェックできるのかどうなのか、確認させてもらいたいんですがいかがですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　今回この実施業務委託がこのような状況になったということについては、重く受け止めております。5月末の完成は難しかったです、9月末の完成に向けて、今、担当課も建築住宅課も全力で進捗管理等しておりますので、成果物に対してもきちんとチェックをして、9月末の完成を迎えたいと思っております。

奥良秀委員長　小野田地区の保育所整備事業のスケジュールが遅れるということで、令和6年度の当初予算のところで説明を受けているものも少し変わってくるのかなと思いますが、その点について、予算関係で問題はないでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 あくまで工期が遅れたという状況と考えておりますので、現時点で予算等の変更はございません。

奥良秀委員長 それにあわせまして、遅延することによって現時点での追加費用というものが発生するのかなどなのか質問させていただきます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 追加費用もございません。

奥良秀委員長 分かりました。では、本当にタイトになります、委員の方の質疑はもうないですかね。（「ありません」と呼ぶ者あり）こういうふうに今タイトな状況になっておりますので、また、こういうことがあってはいけないんですが、もしこういうことがあるのであれば、早めに委員会のほうに、（発言する者あり）あってはいけませんけど、あればお伝えしたいと思いますのでよろしくお願いします。では、民生福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 3 0 分 閉会

令和 6 年（2024 年） 7 月 2 6 日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀